

実績評価書(案)

資料3-1

(厚生労働省27(IV-5-1))

施策目標名	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標IV-5-1)						
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 (目標2)職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 (目標3)施策目標1・2とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令:職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等						
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	142,753,294	62,921,353	48,363,135	26,351,047	25,084,255
	補正予算(b)	0	-4,341,284	0	0		
	繰越し等(c)	0	0	0	127,238	261,754	
	合計(a+b+c)	142,753,294	58,580,069	48,363,135	26,478,285	25,346,009	
	執行額(千円、d)	50,214,644	41,383,740	29,658,892	22,744,919		
関連税制	執行率(%、d/(a+b+c))	35.2%	70.6%	61.3%	86.3%		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
	第177回国会における菅内閣総理大臣 施政方針演説	平成23年1月24日	雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。				

測定指標	指標1 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の「早期の就職を支援」する制度であるため就職率を測定指標に設定。 26年度以降は雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更したことを考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定した。					
		※1 平成26年度以降は、雇用保険が適用される就職率を測定指標としている。(平成25年度までの測定指標は、短期間の就職を含めた就職率である。) ※2 平成25年度実績は、平成25年度中に開講したコースの訓練修了3月後の実績。 ※3 平成26年度実績は、平成26年度中に終了したコースの訓練修了3月後の実績。 ※4 平成27年度実績は、平成27年4月1日から同年9月末までに終了したコースの訓練修了3月後の実績(速報値)。					
		基準値	実績値				
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		-	73.4%(基礎コース) 75.1%(実践コース)	80.6%(基礎コース) 79.5%(実践コース)	83.5%(基礎コース) 84.5%(実践コース)	53.0%(基礎コース) 57.6%(実践コース)	54.8%(基礎コース) 60.4%(実践コース)
測定指標	指標2 求職者支援訓練修了者における満足度	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で85%以上を得ることを目標値として設定した。					
		基準値	実績値				
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		-	-	-	-	-	94.1% 85%以上
測定指標	指標2 求職者支援訓練修了者における満足度	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で85%以上を得ることを目標値として設定した。					
		基準値	実績値				
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		-	-	-	-	-	85%以上

※23年度は第2期基本計画期間、24年度から27年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)B (判定理由) 指標2は目標値を上回ったものの、指標1は目標値をわずかに満たさなかつたが、就職率については27年度実績は26年度実績よりも向上しており、また、27年度実績は年度途中の実績であり今後目標達成の見込みがあることから、達成に向けて進展ありと判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 本制度は雇用保険を受給できない方が、当該制度により安定した雇用に就くことを目的としている。このため、26年度から指標1を雇用保険適用の就職率に変更しており、26年度は目標を達成できていなかつたが、27年度は目標達成見込みであり、施策として有効に機能していると評価できる。 また、訓練修了者に対するアンケートでの満足度も指標2として設定しているが、当該アンケートはすべての訓練修了者に対して実施しており、雇用保険適用の就職に至っていない者も含め、総じて高い満足度を得ていることから施策として有効に機能していると評価できる。 (効率性の評価) 求職者支援制度においては、受講者実績を踏まえた適正な予算を措置している。また、平成26年度において、訓練実施機関への奨励金及び訓練受講者への給付金について、適正かつ効果的な支給となるよう見直しを行っていることから効率的な運用に努めていると評価できる。 (現状分析) 景気が回復している中、訓練受講者が減少傾向にあるが、直近である27年度の受講者が約4万人いるなど、施策としての重要性は高いと考えている。また、指標1は目標達成見込みであり、指標2は目標を達成していることから、引き続き有効かつ効率的な業務を進めることにより、求職者の早期就職を支援する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 求職者支援制度は求職者に対して職業訓練受講等の就職支援措置を講ずることにより、早期に安定した就職(雇用保険の適用される就職)を目指すものであるが、訓練修了者の雇用保険が適用される就職率(指標1)は制度の成果を把握するために最も重要な指標である。また、訓練修了者の中には安定した就職に結びつかなかつた者もいるため、こうした者も含めた施策の満足度(指標2)を把握することも制度の運営には必要である。このため、指標1と指標2を引き続き測定指標とし、次年度以降も効率的かつ効果的な実施を図る。 (予算要求について) (税制改正要望について) (機構・定員について)

学識経験を有する者の知見の活用	
参考・関連資料等	

担当部局名	職業安定局訓練受講者支援室 職業能力開発局能力開発課	作成責任者名	訓練受講者支援室長 松原 亜矢子 能力開発課長 波積 大樹	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	-------------------------------	--------	----------------------------------	----------	---------